

## ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお知らせ

ふるさと納税をされた方が一定の条件を満たした場合に、簡素な手続で確定申告が原則不要になる制度で、平成27年4月1日からのふるさと納税についてご利用いただけます。

同封しました寄付金税額控除に係る申告特例申請書に必要事項を記入の上、送付していただきますと、福井県から、寄付金税額控除に必要な情報を住所地の市区町村に通知いたしますので、寄附金控除の確定申告は必要ありません。

### 1 ワンストップ特例制度を利用できる方

- ①勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方
- ②ふるさと納税をされる自治体数が5つまでの方  
(※①②の両方を満たす方)  
(※別紙申請書の①②の口にレ点を記入してください。)

### 2 ワンストップ特例制度の申請方法

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を若者・定住支援課へ送付してください。また、申告特例申請書を提出後、寄付の翌年1月1日までの間に申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を1月10日までに若者・定住支援課へ送付してください。（※申請書の送付に係る送料は、寄附者のご負担になります。）

### 3 ワンストップ特例申請書と一緒に提出が必要な書類

- ・ AまたはBのどちらかの書類をご提出ください。  
Aの書類・・・マイナンバーカードの両面の写し  
または、  
Bの書類・・・番号通知カード（写し）と運転免許証（写し）の両方

※提出書類が違いますと、ワンストップ特例による寄附金控除は受けられませんので、提出の際は十分にご確認ください。

### 4 申請期限

寄附をした翌年1月10日まで（必着）